

豊中市インターネットを利用したメディア(媒体)による 情報発信に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の職員が職務の一環として、ホームページや電子メール、ソーシャルメディアなどインターネットを活用して情報を発信する際の基本的な考え方を明らかにすることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「インターネットを利用したメディア」とは、ホームページ、電子メールのほか、フェイスブックやツイッター、ライン、ユーチューブなどのソーシャルメディアも含め、インターネットを利用した情報発信により形成される全ての情報の伝達媒体をいう。

(適用範囲)

第3条 この要綱は、インターネットを利用したメディアを職務において利用する全ての職員に適用する。

(基本原則)

第4条 職員は、インターネットを利用したメディアによる情報発信にあたって、次の各号に掲げる基本原則を守らなければならない。

- (1) 職員がインターネットを利用したメディアにより情報発信をする場合には、職員であることの自覚と責任を持つこと。
- (2) 地方公務員法をはじめとする関係法令及び職員の服務や情報の取扱いに関する規程等を遵守すること。特に、職務上知り得た秘密や個人情報の取扱いには、十分注意すること。
- (3) 基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権等に関して十分留意すること。
- (4) 自らの職務に関する情報を発信する場合は、守秘義務を遵守するとともに、意思形成過程における情報の発信を十分留意すること。
- (5) 一度ネットワーク上に公開された情報は完全に削除できないことから、発信する情報は正確に記述すること。
- (6) 自らが発信した情報により、意図せずして他者に誤解を生じさせたりする恐れもあることから、発信する内容においては、誤解を招かぬよう留意するとともに、万一そうした事態が生じた場合には、誠実に対応するとともに、正しく理解されるように努めること。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、インターネットを利用したメディアによる情報発信に関し必要な事項は、豊中市ソーシャルメディア運用連絡会議の議を経て、都市経営部長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年(2013年) 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年(2017年) 11月 7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年(2019年) 4月 1日から施行する。